

善通寺市週休 2 日工事实施要領（土木工事編）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設現場における現場閉所により週休 2 日を確保する完全週休 2 日（土日）工事の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第 2 条 対象工事は、善通寺市において発注する、土木工事積算基準により積算した全ての工事とする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休 2 日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

（対象期間）

第 3 条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間とする。ただし、年末年始休暇の 6 日間、夏季休暇の 3 日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者が対象外としている期間は含まないものとする。

（休工の定義）

第 4 条 休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（休工日の確保）

第 5 条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

- （１） 受注者は、原則として、第 3 条にて規定する対象期間において土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。
ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合は、この限りでない。
- （２） 受注者は、やむを得ず土曜日または日曜日を休工日にできない場合は、前後 7 日以内の土曜日または日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うことができる。
- （３） 受注者は、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は前後の土曜日または日曜日に振替を行うことができる。

（入札公告等における記載）

第 6 条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に週休 2 日工事であることを記載するものとする。

（工事着手前の協議）

第 7 条 受注者は、工事着手日までに、休工日が確認できるように施工計画書に記載すると

ともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

（工事中標示板）

第 8 条 受注者は、工事中標示板に週休 2 日工事である旨を記載するものとする。

（工事完成時の実施状況報告）

第 9 条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を工事監督員に提出しなければならない。

（工事監督員の休日確保の取組み）

第 10 条 発注者は緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

（工事成績評定）

第 11 条 受注者に明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定で評価する。

附則 この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。